

マイナ保険証をお持ちでない方へ

資格確認書を交付します。

マイナ保険証…保険証の利用登録をしたマイナンバーカードのこと

2025年12月2日以降、現行の健康保険証は使用できなくなります。

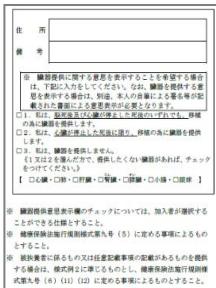
原則はマイナ保険証をお使いいただくことになりますが、マイナ保険証を使用できない方には事前に資格確認書を一斉交付(申請不要)します。

資格確認書とは	マイナ保険証をお持ちでない方(※)が医療機関等を受診する際に保険資格を証明するものです。医療機関等を受診する場合は窓口で提示してください。 ※マイナンバーカードを持っていない マイナンバーカードを持っているが、健康保険証の利用登録を行っていない マイナンバーカード(電子証明書)の有効期限が切れている
対象者	現行の健康保険証をお持ちの方(2024年12月1日までに当健康保険組合に加入された方)で、かつ2025年10月末時点マイナ保険証をお持ちでない加入者
送付時期	2025年11月20日発送予定 (特定記録郵便)
送付先	被保険者住所 (世帯単位で封入して送付します)

当健康保険組合が交付する資格確認書



裏面



有効期限によらず、お早目にマイナ保険証への切替をお願いします

よくある
ご質問

Q 12月2日以降、使用できなくなった「健康保険証」は返却必要でしょうか？

A 法令上無効となりますので返却不要です。ご自身で破棄してください。



Q マイナ保険証に切替えたので、「資格確認書」が不要になりましたが、どうしたらいいですか？

A ご自身で破棄してください(返却不要です)。

Q 退職しますが、「資格確認書」は返却必要でしょうか？

A 事業主(会社)に必ず返却してください。※扶養削除した場合も同様です

Q マイナンバーカードは持っていますが、保険証の利用登録ができているか確認したいのですが

A マイナポータルから確認ができます。伊藤ハム米久健康保険組合HPのお知らせ一覧の「マイナ保険証の利用登録状況が確認できます！」もご覧ください。